

## 新教区準備委員会の進捗状況について（報告）

（2023年11月29日作成 NO.15）

現在、長浜教区・京都教区新教区準備委員会では、2024年7月1日の新教区発足に向け、本年8月から9月まで各組説明会でいただいた、『新教区改編概要-VOL.3-』に対する意見や要望を踏まえ、新教区についての最終の報告となる、『新教区改編概要-VOL.4-』（以下「VOL.4」という。）作成に取り組んでおります。

なお、「VOL.4」は、本年12月21日に開催予定の「教区会議員・教区門徒会員・教区改編委員会」合同会議にて報告し、来年1月下旬から2月中旬にかけて、各組で開催いただく「改編に関する説明会」にてお伝えをいたします。（京都教区でも「VOL.4」を用いての説明会が、同時期に開催されます）

また、各組説明会以降の日程については、次号でお伝えいたします。

### ●「長浜教化センター」について

現在作成中の「VOL.4」は、「VOL.3」で十分に説明がなされていない、新教区での教化方針や教化事業、長浜特区の教化事業を中心とした説明資料となります。

特に、長浜教化センターについては、来年3月に長浜教区・京都教区新教区準備委員会にて、「長浜教化センター規則」を議案として上程いたします。その提案趣旨について下記のとおり報告いたします。

また、「長浜教化センターの1年間の動きについて」(案)については、新教区発足の翌年(2025年)からの動きですので、ご承知おきください。

#### 1、設置の趣旨（以下記載の内容は、総て「(案)」ですのでご承知おきください）

2022年8月に長浜・京都教区の両教区の教区会及び教区門徒会にて、改編に関する「合意書」が議決されました。その「合意書」には、新教区の教化に関する方針として、

広域教区となることを考慮し、新教区においても、現京都教区にて行われている「地区制」を導入し、教化推進を図ると共に、他の地区と交流を行う。

と、あります。

長浜・京都教区の改編により発足する新教区は、1府5県（京都府、滋賀県、福井県（一部）、兵庫県（一部）、鳥取県、島根県）を管轄する、より広域な教区となることを考慮し、新教区においても、現京都教区教化委員会規則で定められている「地区制」（現京都教区には、組が

29 カ組あり、複数組が共同し、地区を構成して地区を単位とした教化事業を行う)により教化推進を図ります。長浜教区は、これまでの教化の取り組みを継続するため、長浜教区を分割せず1地区とし、現京都教区の8地区と区別して「長浜特区」とし、長浜別院に長浜教化センターを設置し、長浜・五村別院を中心とする教化事業を行います。

## 2、組織に求められる願い

長浜教区教化委員会では、「教区人による教化」を展開するために、教区教化委員長（教務所長）のもとに、教区内の方が教化本部長に就任し、教区の声を反映しやすい教化本部制を用いてきました。

また、「改編に関する各組説明会」において、「新教区でも、今までどおりの事業を展開して欲しい」との声を、全組から要望されていることから、改編後は、両別院を中心として、これまで培ってきた長浜教区の教化を継承するため、新たな「教化組織」を構築していくことが求められていました。

そのようなことから、長浜別院に長浜教化センターを設置し、教化本部制のもとで、新教区の教化方針に基づき、長浜特区内の組及び両別院並びに特区に所属する諸団体と連携して、特区の教化事業を推進します。

## 3、「特区」について

新教区では、現長浜教区は「長浜特区」とされます。「長浜特区」は、安定的な運営を図るため、次の点が他の地区と大きく異なります。

- ① 長浜別院に長浜教化センターを設置し、新教区の教化方針に基づき、長浜・五村両別院を中心とした教化事業を行います。
- ② 現在の京都教務所が新教区の教務所となり、現在の長浜教務所は、長浜教務支所となり、支所に両別院の職員とともに長浜特区の教化に関する事務を行うため、支所職員が配置されます。
- ③ 経費は、別院経常費及び新教区の特区に関する助成金を主な財源とします。

以上、教化という点から、他の地区と区別し「長浜特区」として取り組んでいきます。

## 4、組織について

新教区では、新教区の教化委員会規則を定め、長浜教区の第12組～敦賀組を「長浜特区」とし、「長浜特区」のエリアが両別院の崇敬区域と同一であることから、教化機関として長浜別院に長浜教化センターを設置します。

長浜教化センターでは、長浜別院輪番が就任する「教化センター長」の指揮のもと、両別院と教務支所の職員が、一体となり長浜教化センターの業務にあたります。

### 委員の構成について

長浜教化センターは、「教化センター長」、「教化センター本部長」、「本部専任委員」及び「部門委員」によって組織します。

### 組織の体制について

1室2部門体制を執り、

ア)「室」は、原則、事業を持たず特区教化に資する、シンクタンクの(現況把握・分析)な役割を目指します。

イ)「部門」は、事業を実施するうえで、企画立案、実働部隊として事業を組み立て遂行します。

## 5、長浜教化センターの方向性について

長浜教化センターが行う教化事業は、別院経常費及び教区からの助成金を財源とし、長浜別院一般会計において経理して実施していきます。

長浜教化センターは、教区・地区教化委員会との連携を通して、新教区発足後も、長浜特区内の要望に合わせた教化組織の変更や事業の方針を、教区教化方針に基づき協議していきます。

- ① これまで、長浜・五村両別院行ってきた伝統的な行事(報恩講・夏中等)や長浜教区で積み重ねてきた教化に関する協議は、今後も長浜教化センター及び別院責任役員会並びに院議会で続けていきます。
- ② 長浜教化センターは、両別院並びに特区の諸団体に依頼し、各団体が企画する講座(研修会・聞法会)は、会員だけを対象とせず、できる限り公開として開催し、聞法の間が多くある環境を整えるように依頼します。

## ● 2025年からの長浜教化センターの1年間の動きについて(案)

